



7 畜産第 1905 号-1
令和 7 年 12 月 5 日

近畿農政局生産部長 殿

畜産局畜産振興課長

「家畜人工授精用精液等譲渡契約約款条項例（契約のひな形）について」の
一部改正について

家畜遺伝資源の譲渡契約の普及・定着のため、「家畜人工授精用精液等譲渡契約約款条項例（契約のひな形）について」（令和元年 9 月 30 日付け元生畜第 814 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）により周知を行い、我が国における和牛の遺伝資源の保護を図ってきたところです。

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号）の附則において、施行後 5 年以内に法律の施行状況を勘案し、必要な措置を講ずることとされていることを踏まえ、農林水産省では、令和 7 年 4 月に「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第 3 条に係る検討会」を設置し、3 回にわたる議論を重ね、同年 6 月にとりまとめを公表したところです。とりまとめにおいては、①家畜受精卵は、譲渡契約等の主体となる所有者を明確にして推進すること、②不正競争行為への抑止力を高めるため、法施行規則に定められた手法と意義を再周知すること、具体的には、契約約款例に、当該契約約款の対象となる家畜遺伝資源にはストローへの「(R)」表示がなされている旨を記載するなどの取組事例を示すこと等により、我が国固有の宝である和牛の遺伝資源の適切な管理・保護の取組をさらに推進すべきと示されたところです。

これらを踏まえ、別添 1～5 のとおり、「家畜受精卵生産等委託契約約款例」を追加するとともに、「家畜人工授精用精液又は家畜受精卵譲渡契約約款条項例」とその参考資料を改正し、提供することとしましたので、貴農政局管内の各都道府県に対し、各都道府県内の家畜人工授精所等へ周知徹底するよう依頼願います。

なお、「家畜人工授精用精液等譲渡契約約款条項例（契約のひな形）について」（令和 7 年 11 月 19 日付け 7 畜産第 1905 号農林水産省畜産局畜産振興課長通知）は廃止し、本通知に差し替えますので、御了知をお願いいたします。